

特記仕様書

工 事 名 : 排改 7-2 大久保 11 号排水路改良工事
工 事 場 所 : 宇治市広野町茶屋裏地内
工 期 : 契約締結日～令和 8 年 2 月 27 日

適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、排改7-2 大久保11号排水路改良工事（以下「本工事」という。）に適用する。

総 則

(総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市>

「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

<近畿地方整備局>

「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

<京都府>

「土木工事共通仕様書(案)」 （以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」 「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

(総 則)

本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

工事の着手

(工事着手日の定義)

工事に着手する日（着手日）とは、現場事務所の設置（工事区域に設置する場合のみ）、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影など住民に特に影響がないと考えられる行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。又、地元説明会が必要となった時は、監督職員と協議を行い必要な書類を作成すること。

(始期日)

施工着手日は、初回打合せ協議後とするが、渇水期（10/16以降）に入ってからでの着手とする。

なお、本工事にて使用する門型カルバートの工場制作等に期間を要するため、契約後速やかに現地測量・調査を実施し、設計図書の精査を行った上で速やかに材料発注を行うこと。なお、工場制作期間は、約3ヶ月を見込んでいる。

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告すること。
- 4 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。

6 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。

7 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(作業休日)

本工事の工期は、雨天日・休日等の作業不能日数を含んでいる。なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

適正な技術者の配置 (主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

1 工事に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事に着手するまでの期間(現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修(改造)命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修(改造)の完成を確認した日とする。

施工体制台帳及び施工体系図 (施工体制台帳および施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負人及び警備業者を必ず記載すること。必要事項(代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、建設業の許可番号、一般建設業又は特定建設業の別)については漏れなく記載すること。

なお、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付すること。

監督職員による検査 (段階確認・立会確認)

受注者は、別紙の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認(立会確認)を受けなければならない。

(確認を含む) 段階確認は「段階確認書」(様式16-1)、立会確認は「立会確認書」(様式17-1)によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」

及び立会等

には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施し、試験結果を提出すること。

なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

(規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

(レディーミクストコンクリート施工の品質管理)

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定、コンクリート温度測定及び気温測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を得た上で、受注者のみで実施してよい。

(写真管理)

1. 写真帳の表紙には、工事番号、工事名、施工場所、工期、受注者名を記すとともに、「社印」を押印すること。

2. 写真撮影は原則として「横取り」とする。写真はカラーサービス版で枠無し、日付無しとする。

また、デジタルカメラによる場合は 200 万画素以上とする。但し、電子納品の場合は、京都府電子納品ガイドライン(案)により 120 万画素とする。工事完成時に、JPEG 形式で電子媒体(CD-R 等)により 200 万画素以上のデータの提出も必要とする。

3. 写真帳は見開きで左に着工前、右に完成後として対比できるよう整理し、着工前と完成後は同じ角度で撮影すること。

4. 完成写真について監督員の指示があった場合は、全体写真と別に概要版としても提出すること。
5. 写真管理については、「土木工事施工管理基準」（平成 22 年 4 月 京都府）写真管理基準（案）及び下水道土木工事必携（案）によるものとするが、プリントには A4 版カラー印刷用紙を使用し、インク及び用紙共に劣化がなく永年保存できる（100 年プリント同等の）ものとする。両面印刷の場合は裏写りしない用紙を使用すること。

（水路内作業の安全管理）

本工事の水路内作業については、非出水期（10 月 16 日～6 月 15 日）に施工を行うこと。ただし、異常出水時等作業者の安全が確保されない場合は、速やかに作業を中止すること。なお、受注者は、あらかじめ作業中止基準及び重機・資機材の退避基準等を定めておかなければならない。

（濁水処理）

受注者は、工事用水および工事中に発生する湧水等を既設側溝や水路・河川に放流する場合、排水設備（ノッチタンクを設置するなど）を設け、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を放流させてはならない。

工事中の 安全確保

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第 3 5 条「工事中の安全確保」の 1 0 から 1 2 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

（１）建設工事の請負契約に関すること

（２）労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・ 工事請負契約書（第 5 1 条）（※除草等委託契約書（第 2 5 条））
- ・ 建設業法遵守ガイドライン（令和 4 年 8 月 国土交通省）
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月 建設省）
- ・ 新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

(熱中症による労働災害の防止)

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を施工計画書へ記載のうえ実施すること。

(1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

(2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

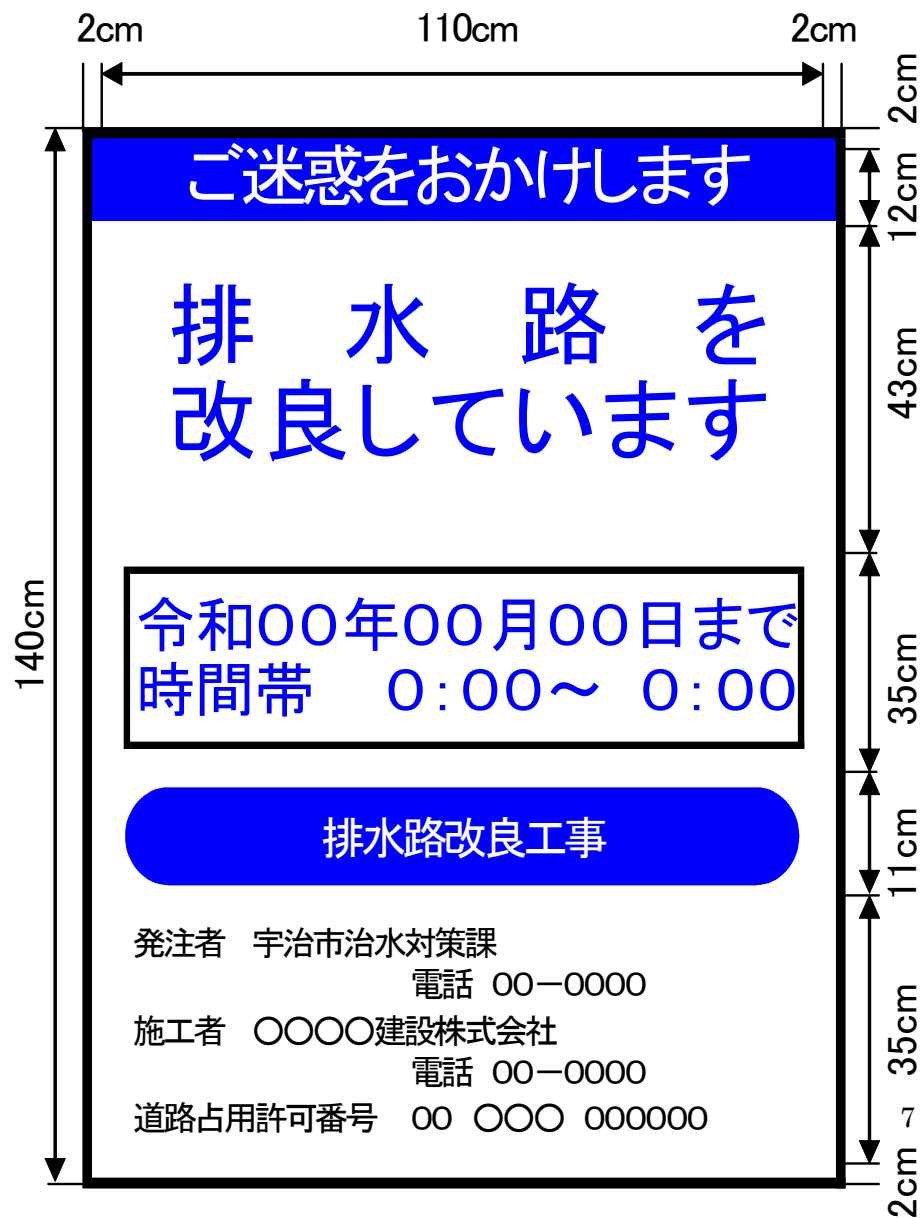
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：排水路の改良をしています。

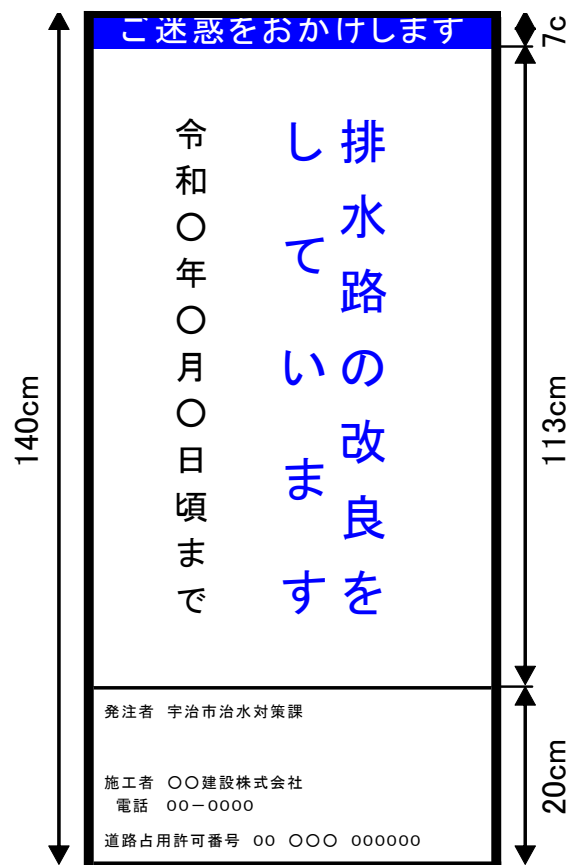
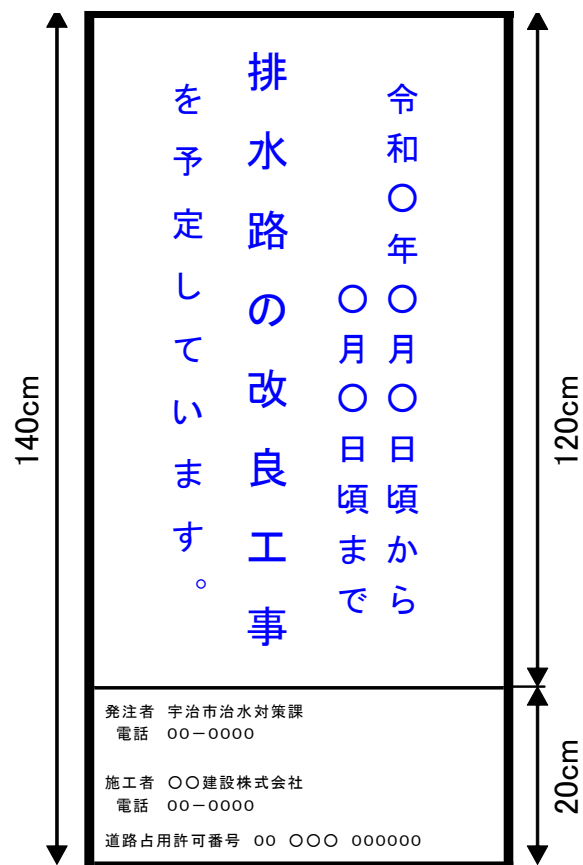
工事種別：排水路改良工事

(標示板の記載例)

[工事表示板]



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・緑の余白は2cm。緑線の太さは1cm。区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないように、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフタカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

環境対策 (低騒音型の使用)

(施工機械の指定) 本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9 年度建設省告示第 1536 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

環境対策 (環境等の保全)

- ・ 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・ 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- ・ 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・ 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。
- ・ 地域からの要望等にはできる限り応じること。又、応じることが困難なものについては、監督職員と協議を行い対応すること。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

交通安全管理（安全対策費）

安全対策については、交通誘導警備員を２７人（昼間）計上しているが、道路管理者、所轄警察署及び地元住民等との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、必要と認められた場合は設計変更の対象とする。

本工事における交通規制は、作業時間内 車両通行止めと考えている。歩行者については、歩行者通路を確保し誘導すること。

（安全施設類）

工事中は、常に養生・清掃・片づけを心掛け、危険防止に万全をつくすこと。

打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、必要と認められた場合は設計変更の対象とする。

標識類、防護柵等の安全施設類については、「道路標識令」・「道路工事現場における標示施設等の設置基準」および「道路工事保安施設設置基準（案）」等の諸基準により現場条件に応じて設置する他、必要があれば道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

受注者は、施工に先立ち安全施設類等の設置計画（交通誘導警備員配置計画を含む）を監督職員に提出し、協議しなければならない。

受注者は、工事期間中の安全施設類等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

また、必要に応じ監督職員の指示により作業日報等（交通誘導警備員の配置状況等）の提出をしなければならない。

（工事用資機材搬入出路）

一般道路となっている区間については、一般通行人および通行車両を最優先すること。また、工事用道路（又は運搬路）において、補修が必要となった場合は、監督職員と協議すること。

（コンクリートミキサー車の過積載防止対策等について）

受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督署員の請求があった場合は遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

また、ミキサー車１台毎の積載量が把握できる運搬管理表（宇治市ホームページ掲示）を検査時に提出しなければならない。

官公庁等への（占用物件等）

手続き等

本工事前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。

なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程について監督職員と協議を行い、対策を検討すること。

施工時間及び（施工時間）

施工時期の

工事の作業時間は、原則として9：00～17：00（昼間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署及び地元等との協議により変更する場合がある。

保険の付保（建退共の提出書類）

事故の補償

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

（法定外の労務保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

共 通 （任意仮設）

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設であり、仮設図面は標準的工法を示した参考図である。受注者は、採用する仮設の図面・構造計算書・施工方法等を監督職員に提示し、確認を得なければならない。（参考図により施工を行う場合を含む。）

（型枠の反復利用）

コンクリート型枠の使用については、可能な限り鋼製型枠等の利用を図ることとし、合板型枠の使用に当たっては、型枠の反復利用を励行し、木材資源の節約に努めること。

また、新規に合板型枠を購入し使用する場合は、転用可能回数の多い塗装合板型枠を使用すること。

配 合 （コンクリートの水セメント比）

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下とするものとする。

但し、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能ＡＥ減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

（スペーサー）

受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとし、スペーサーの数は、はり、床

版等で 1 m²当り 4 個程度、ウェブ、壁および柱で 1 m²当り 2 ～ 4 個程度を設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。また、受注者は打設するコンクリートと一体化する形状のスペーサーを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督職員の承諾を得なければならない。

なお、スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けるものとする。

また、出来形管理写真については、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「無筋・鉄筋コンクリート」の頻度で撮影することとする。

（アルカリ骨材反応抑制対策）

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」によるものとする。

（再生生コンクリートの使用）

再生生コンクリートの JISA5023（砕石骨材Ⅱを用いたコンクリート）を使用する場合は、捨コン等高い強度や高い耐久性が要求されない用途のみとする。

（再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策）

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壤汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日付け環境庁告示 46 号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事 1 購入先当たり 1 検体の試験を行う。

養 生

（コンクリートの養生）

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して監督職員の承諾を得るものとする。また、コンクリート打設時に外気温を測定することはもちろんのこと打設後の養生期間についても外気温を測定すること。

事前調査 (用地境界杭、境界プレート等について)

・測量 用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

受注者は、工事着手後直ちに共通仕様書記載の測量を光波距離儀により受注者の責任で行うこと。設計図書記載の座標・数値等の確認を行い、本工事着手前に結果を監督職員に報告するものとする。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについて、施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

提出書類 (納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
レディーミクストコンクリート	18-8-40BB	
表面被覆材		
交通誘導警備員		

その他 (個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報に記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、発注者にすぐに報告するとともに受注者が責任を持って対処すること。

（完成図書）

完成図書には、本市の定める書式により次の引継図書が含まれており、完成図書として工事完成日には提出すること。

①出来形成果表 ②出来形平面図 ③その他監督職員が指示した図書

（関係機関協議）

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

（地元調整）

本工事箇所に隣接する道路は狭く迂回路もない。工事箇所近隣の住宅については、工程及び時間帯について入念に調整を行い、施工を行うこと。

（外壁・側溝等の現況写真）

施工着手にあたっては、事前に近接する外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。その際、クラック等の破損状況は、幅・長さ・深さ等において詳しく撮影し、監督職員に提出した後に着手すること。

（使用材料）

受注者は、本工事における使用材料について、設計図書の同等品以上の能力を有するものを採用することとし、監督職員の承認を得なければならない。

本工事で使用する二次製品は JIS、JSWAS もしくは協会規格品とし、監督職員立会いのもと検査（形状・寸法・外観・配筋・外圧強さ等）を行うこととする。

（安全関係）

- 1 地下埋設物件については、各占有者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、事故の発生を防止すること。また地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置

をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

- 2 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行うこと。

（その他）

受注者は、設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項でも、施工上・技術上当然必要と認められるものは受注者の責任においておこなわなければならない。

別紙 段階確認一覧表及び立会確認一覧表

段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
排水構造物工	低水路部	コンクリート打設完了後	各寸法及び高さ	1 測点以上
	高水路部	据付完了時	各寸法及び高さ	1 測点以上
	表面被覆工	表面被覆完了時	塗膜厚	1 測点以上

立会確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
排水構造物工	コンクリート 品質管理	打設前	スランプ、空気量、コンクリート温度	1 回以上
		打設後	圧縮強度試験	1 回以上